

# いじめ防止対策全体計画

<p>関連法規・施策</p>	<p>大宮小学校の教育目標</p>	<p>家庭・児童・地域</p>
<p>教育関連法規 学習指導要領 沖縄県教育施策 名護市教育施策</p>	<p>◎自ら学ぶ子 ◎素直で思いやりのある子 ◎健康で明るい子 「心をつなぎ、やさしく、かしこく、未来を拓く大宮の子」 (R6重点目標) ①あいさつや言葉遣いなど、場面や相手を意識した行動ができる ②相手の気持ちを察したり、気持ちを理解し、思いやりのある行動や言葉かけができる ③今、何をすべきか考え、判断し、行動することができる ④きまりを守り、よりよい学校を創ろうとすることができる</p>	<p>自然歴史文化 社会の動向 児童の実態 保護者の願い 地域の願い</p>

<p>本校のいじめ防止対策のねらい</p>
<p>◎いじめは、基本的人権に係る重大な問題であり、いつ・どの学校においても起こり得るという意識のもと、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組み、児童一人一人が互いの存在を認め合い、安心して通える学校づくりを目指すことをねらいとする。</p>

<p>法律としてのいじめの定義</p>
<p>「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(以下省略) <span style="float: right;">【いじめ防止対策推進法】</span></p>

<p>いじめ防止の基本方針</p>	
<p>未然防止・早期発見・早期対応</p>	<p>(1)いじめはどの学校にも起こり得る意識のもと、児童理解に努め、全職員共通理解を図る。またいじめ・重大事態発生時には、担任・学年主任・生徒指導主任・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー・教頭・校長と連携のもと早期対応に努める。 (2)人権の日や道徳、特別活動等を活用し、日々の授業や学級経営の中で、自他の存在を認め合い、人権尊重の考え方を正しく身につけさせ、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を児童一人一人に理解させる。 (3)教師と児童相互の信頼関係づくりに努め、学習規律を整え、「わかる授業」の工夫や児童一人一人が認められる「居場所づくり」の工夫を図ることで、児童の自己有用感を高める。 (4)第2月曜日の「人権を考える日」に、原則無記名によるいじめアンケート等を実施し、そこから得た情報を全職員で共有し、個別指導や教育相談につなげることで、早期発見・早期対応だけでなく未然防止にも努める。 (5)児童一人一人の小さな変化を見逃さず、学業不振（不適応）、登校しぶり、いじめ等、問題行動の早期発見に努め、教育相談や特別支援教育と連携し、早期対応を図る。 (6)いじめ対策委員会、人権委員会、生徒指導部会と連携していじめの事案に対応し、いじめに関する事案については、初期のうちに対処して行く。 (7)保護者会や授業参観を活用し、人権教育や規範意識、ネットモラル等、いじめ防止対策に関わる取り組みについて情報を発信し、学校・家庭・地域と一体となっていじめ防止に努める。</p>

校内指導体制	いじめを許さない風土づくり	家庭・地域社会・関係機関
<p>①いじめ防止対策の計画・実践・評価・改善 ②いじめ対策委員会の設置(生徒指導部会) ③いじめ対策主任の設置 ④人権委員会の設置 ⑤教育相談の活用 ⑥養護教諭との相互連携 ⑦特別支援コーディネーターとの相互連携 ⑧全職員による共通理解</p>	<p>①人権教育の充実(人権尊重) ②道徳教育の充実(規範意識) ③特別活動の充実 (望ましい人間関係づくり) ④わかる授業の充実 (居場所づくり) ⑤情報モラル指導の充実 (ネット(SNS)いじめの防止)</p>	<p>①保護者との緊密な連携 ②大宮中・名護中との連携 ③生徒指導連絡協議会との連携 ④名護市青少協との連携 ⑤カウンセラーとの連携 ⑥PTA・民生委員と連携 ⑦名護警察署との連携 ⑧教育委員会への報告と連携</p>